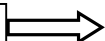


マニフェスト ～ 記載事項

上記の法律にも記されているように、産業廃棄物を排出し、処分するにはその証拠となる「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の発行が必要となります。(法12条の3)
ここでは、その「マニフェスト」の記載事項を説明します(表1、図1)。

ポイント



マニフェストには、**排出者、運搬受託者、処分受託者等事業者は、**
それぞれに応じて、法に定める事項について記載しなければならない。

【表1】

事業者	記載事項	図1の 対応欄	法
排出者	産業廃棄物の種類及び数量	,	法12条の3
	運搬又は処分を受託した者の氏名又は 名称及び住所	,	規則8条の21
	管理票の交付年月日及び交付番号		
	委託者の氏名、名称及び住所		
	産業廃棄物を排出した事業所の名称及び所在地		
	管理票の交付を担当した者の氏名		
	運搬先の事業所の名称及び所在地並びに運搬 を受託した者が積替・保管を行う場合には、その積 替・保管場所の所在地		
	産業廃棄物の荷姿		
	当該産業廃棄物に係る最終処分を行う 場所の所在地		
	中間処理業者にあつては、交付又は回付された 管理票を交付した者の氏名又は名称及び交付番 号		
	管理票の様式は、様式第2号の6によるものとする		
運搬受託者	受託者の氏名又は名称及び運搬担当者の氏名		規則8条の22
	運搬を終了した年月日		
	積替・保管の場所で産業廃棄物に混入している もの(有償で譲渡できるもの)の捨集を行った場合 は捨集量		
処分受託者	受託者の氏名又は名称及び処分担当者の氏名		規則8条の24
	処分を終了した年月日	,	
	当該処分が最終処分である場合にあつては、 最終処分を行った場所の所在地		

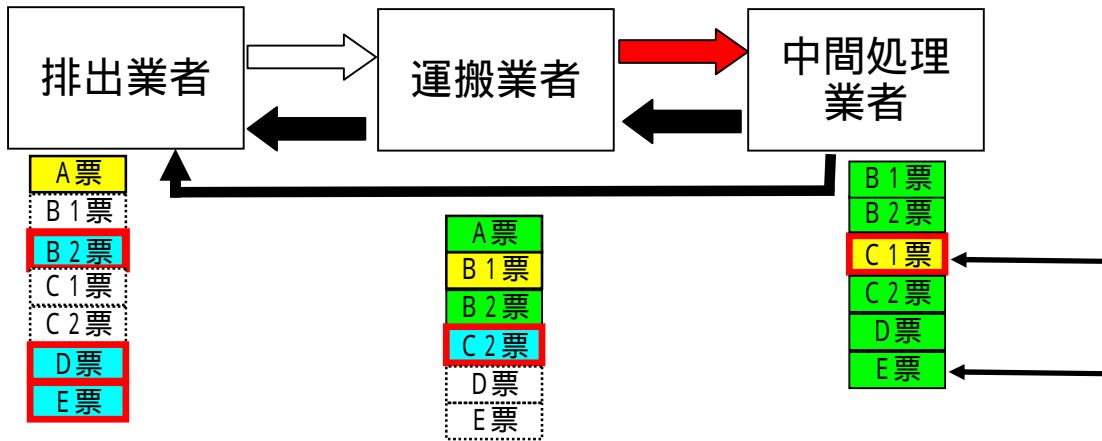
【図1】
直行用マニフェスト例

直行用管理票概説
 A ... 排出者の引渡し確認
 B1... 運搬受託者の運搬終了確認
 B2... 排出者の運搬終了確認
 C1... 処分受託者の処分終了控え
 C2... 運搬受託者の処分終了確認
 D ... 排出者の処分終了確認
 E ... 排出者の最終処分終了確認

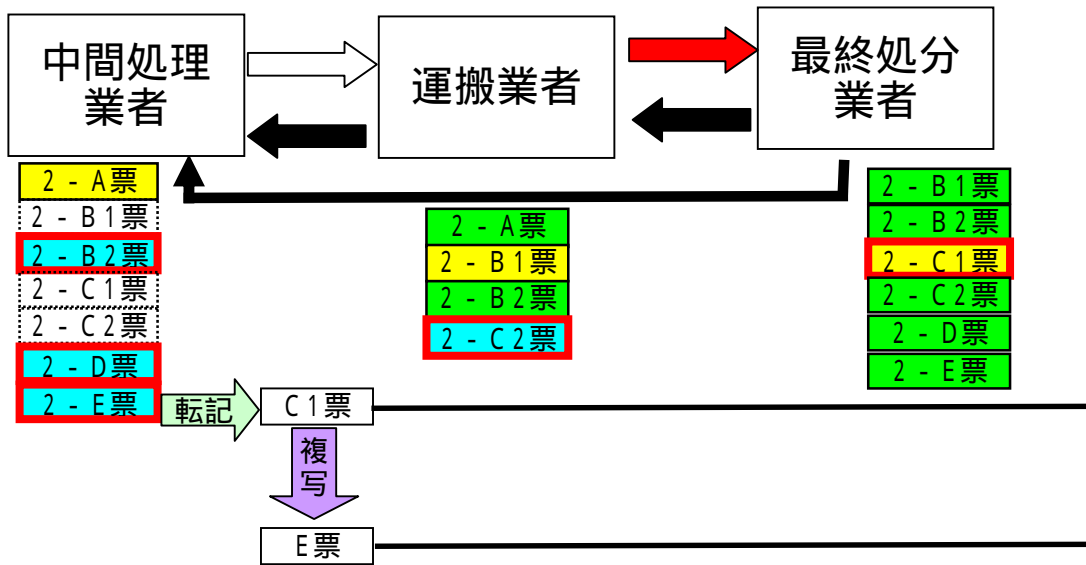
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		整理番号		交付担当者	氏名	(印)
事業 排出者	氏名又は名称			場 業 場 排出 事業	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
産業 廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)		産業廃棄物の名称		
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)		有害物質等	処分方法	
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/>		備考・通信欄		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)	<input type="checkbox"/>				
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬 受託者	氏名又は名称			運 搬 先 の 事 業 場	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
処分 受託者	氏名又は名称			積 替 え 又 は 保 管	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			(受領印)	運搬 終了年月日	平成 年 月 日	有価物 捨集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			(受領印)	処分 終了年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を 行った場所							照 合 確 認	
(直行用) 発行元: 社団法人 産業廃棄物 会							B2票 平成	年 月 日
							D票 平成	年 月 日
							E票 平成	年 月 日

< 解説 >
 図内に記されている数字(~)は、【表1】の対応欄に該当する。
 排出業者は ~ と の2箇所に必要事項を記入する。
 尚、 ~ は、省令様式第2号の6に比較して
 追加された項目、 はマニフェスト記入改正後版の記入例である。
 直行用マニフェストはA、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りで構成される。(概説参照)

、1次manifest(直行用)



2次manifest(直行用)



図説

- ... 排出日当日に保管する票
- ... 送付すべき票
- ... 送付された票
- ... 交付
- ... 回付
- ... 送付

尚、太枠 は5年間の保存義務付けとなっているものを指す。

用語解説

- 交付 排出事業者がmanifestを起票し、発行すること
- 回付 収運受託者がmanifestを処分受託者に渡すこと。
- 送付 運搬受託者が運搬終了後に、また、処分受託者が処分終了後に排出事業者や運搬受託者それぞれに所定のmanifestを戻すこと。

マニフェスト ～ 管理義務

運搬受託者及び処分受託者は、受託業務が終了したら、ただちにそれぞれのマニフェストを送付し、保存、管理しなければなりません。ここでは、受託業務終了日からの管理票の送付期限、最終返送期限（表1、表2）及び管理票受領日からの保存期間を説明します（表3）。

【表1】直行用管理票の送付期限(受託業務終了日から)

事業者	管理票	管理票	送付する期限
運搬受託者	B2	排出者へ	運搬を終了した日から 10日以内
処分受託者	C2	排出者へ	処分を終了した日から 10日以内
	D		
	1 - E		最終処分が終了した旨記載された2 - E票が返送され、最終処分を確認した日から 10日以内

【表2】直行用管理票交付日からの返送最終期限

各票	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2	90日	60日
D		
E	180日	

【表3】直行用管理票受領日からの保存期間

事業者	管理票	送付元	保存期間
排出者	B2	運搬受託者	5年間
	D	処分受託者	
	E		
運搬受託者	C2		
処分受託者	C1	(処分終了から)	

< 解説 >

受託業務が終了してからのマニフェストの送付期限は【表1】の通りですが、排出者がマニフェストを交付してから排出者へ返送される最終期限としては、【表2】の通りです。この期日までに返送されない場合には、排出者は委託した廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、**法に定められた適切な措置**を講ずることとなっています。その措置とは以下の通り。

速やかに、運搬担当者あるいは処分担当者に照会する。

委託した廃棄物の運搬又は処分の状況を把握する。

委託した廃棄物が処理されず放置されているような場合には、他の業者に委託するなど適切な措置を講ずる。

上記の期間が経過した日から、**30日以内に講じた措置内容を行政へ報告**する。

< その他注意事項 >

余白には斜線を引く。

マニフェストは廃棄物の処理の流れを把握する為のものなので、処理に関する契約は事前に別途行うこと。

マニフェストは産業廃棄物を処理業者に引き渡しと同時に交付する。

産業廃棄物の授受の際には、お互いに数量、種類、記載事項等を充分確認すること。

マニフェスト ～ 措置命令と罰則

マニフェストに関する記載方法や、義務については上記にある通りですが、法律では、万一の場合に備えて義務違反に対する罰則や措置命令が設けられています。ここでは、措置命令と罰則の対象となる凡例を一部紹介したいと思います。

< 該当凡例 >

マニフェストを交付せず、または規定する事項を記載しなかった、若しくは虚偽記載を行って交付した場合

管理票交付者にマニフェストの写しを送付しなかった、または規定事項を記載しなかった、若しくは虚偽記載を行った運搬受託者

処分受託者に管理票を回付しなかった運搬受託者

マニフェストの写しを管理票交付者に送付しなかった、若しくは規定する事項を記載せず、また虚偽記載を行って送付した処分受託者

管理票又はその写しを保存しなかった管理票交付者、運搬受託者、処分受託者

受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した産業廃棄物収集運搬業者、処分業者。若しくは特管産業廃棄物収集運搬業者、処分業者

受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないものにもかかわらず、虚偽記載をして管理票を送付又は報告した運搬受託者又は処分受託者

マニフェスト確認義務(一定期間内に運搬又は処分が終了したことを確認する)に違反した排出事業者

< 罰則 >

< 該当凡例 > の ～ の場合、程度によるが、措置命令・懲役又は罰金が科せられます。(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

< 該当凡例 > の場合、都道府県より措置命令が下されます。

尚、措置命令に従わない場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金またはこの併科が科されます。(法第25条3号)

措置命令の中には「不法投棄された廃棄物の除去等を講じる命令」等があります。(法第19条の5第1項)